

平成27年度 中小企業向け融資制度のご案内

茨城県中小企業資金融資制度

【ご利用できる事業者】

申込時点において県内に事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営んでいる個人・会社・組合等の中小企業者で、次に該当する方がご利用できます（農林漁業、娯楽遊戯場の一部、金融業等は除かれます）。

- ◆製造業等……………資本金3億円以下又は従業員300人以下
- ◆卸売業……………資本金1億円以下又は従業員100人以下
- ◆小売業……………資本金5,000万円以下又は従業員50人以下
- ◆サービス業……………資本金5,000万円以下又は従業員100人以下
- ◆中小企業等協同組合法に規定する組合等

【融資一覧】

融資名称		融資利率	融資限度額(万円)		融資期間(以内)		保証料率		
			設備	運転	設備	運転			
一般資金	経営合理化融資		2.1%~2.3%	5,000	3,000	7年	5年	0.45%~1.9%	
	設備投資支援融資		1.2%~1.5%	5,000	-	10年	-	0.45%~1.9%	
事業 活性化 資金	新事業 促進 融資	創業 活動 支援枠	一般創業関係	1.2%~1.4%	2,500	2,500	7年	5年	0.9%
			女性・若者・障害者創業関係	1.2%~1.4%	1,000	1,000	7年	5年	0.9%
			ベンチャー創業関係※	1.2%~1.5%	7,000	3,000	10年	7年	0.45%~1.9%
			事業革新支援枠	1.5%~1.8%	10,000	3,000	10年	5年	0.45%~1.9%
		雇用拡大支援枠	1.5%~1.7%	5,000	3,000	7年	5年	0.45%~1.9%	
	地域 活力 強化融資	小売商業等活性化枠		1.8%~2.1%	10,000	3,000	10年	5年	0.45%~1.9%
		地域産業育成支援枠		1.8%~2.0%	5,000	3,000	7年	5年	0.45%~1.9%
観光おもてなし施設整備枠		1.5%~1.9%	50,000	-	12年	-	0.45%~1.9%		
経営 安定化 資金	災害 対策 融資	東日本大震災復興緊急融資		1.2%~1.5%	8,000	8,000	10年	10年	0.7%または0.45%~1.9%
		緊急対策枠		1.5%~1.8%	5,000	3,000	10年	7年	0.45%~1.9%
		地震災害予防対策枠		1.4%~1.7%	5,000	3,000	10年	7年	0.45%~1.9%
	パワーアップ融資		1.5%~1.8%	5,000	5,000	10年	7年	0.45%~1.9%	
	再生支援融資		3.0%	5,000	5,000	7年	7年	0.45%~1.9%	
	借換融資※		1.5%~1.8%	既往融資残高及び借換融資に係る諸費用		-	10年	0.45%~1.9%	
小規模企業支援融資		1.2%~2.3%	1,250	1,250	10年	7年	0.5%~2.2%		
短期運転資金融資※		1.5%	-	1,000	-	1年	0.45%~1.9%		

【取扱金融機関】

常陽銀行、筑波銀行、足利銀行、武蔵野銀行、東邦銀行、千葉銀行、東日本銀行、栃木銀行、福島銀行、結城信用金庫、水戸信用金庫、佐原信用金庫、銚子信用金庫、烏山信用金庫、茨城県信用組合、横浜中央信用組合、八千代信用組合、商工組合中央金庫、三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行

【利用方法等】

中央会または商工会議所・商工会に認定申請を行い、認定後、取扱金融機関に融資を申し込みます。

詳しくは、産業政策課ホームページでご確認ください。

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sansei/kinyu/shosei/yushi/yushitop.html>

※については、直接取扱金融機関にお申し込み下さい。

【お問合せ先】

茨城県商工労働部産業政策課 金融グループ TEL 029-301-3530

工場等を立地する際に融資を受けたい

◆工場等立地促進融資

(平成27年4月1日現在)

対象者	用途	限度額	融資期間	融資利率	お問合せ・申込先
(1)県、県開発公社、市町村等が新規に分譲する県内の対象工業団地等に立地する者(リースの場合は(2))	土地取得費、施設・設備整備費	25億円	15年以内 (据置2年以内)	年1.1%以内 ～1.3%以内	県立地推進室 Tel. 029-301-2036
(2)県内に立地する者で(1)に該当しない者(製造業等を営む者に限る)		15億円	10年以内 (据置2年以内)	年1.1%以内 ～1.2%以内	
(3)県内の工業団地内に立地している企業が増設を行う場合					

※留意事項

- ・原則として着工前・支払前に県の認定が必要です。まずは取扱金融機関と調整し、その後お早めに県に認定申請してください。
- ・「立地する者」とは、事業用地を新たに購入し、新たな施設(事業所等)を設置する者です。
- ・「製造業等」とは、製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、学術・開発研究機関、植物工場です。
- ・「増設」とは、工業等の事業用面積が増加する増改築です。

【取扱金融機関】

常陽銀行、筑波銀行、足利銀行、武蔵野銀行、東邦銀行、千葉銀行、東日本銀行、栃木銀行、福島銀行、結城信用金庫、水戸信用金庫、佐原信用金庫、銚子信用金庫、烏山信用金庫、茨城県信用組合、横浜中央信用組合、八千代信用組合、商工組合中央金庫

発電用施設周辺地域に立地する際に融資を受けたい

◆発電用施設周辺地域企業立地資金融資

(平成27年4月1日現在)

対象者	用途	限度額	融資期間	融資利率	お問合せ・申込先
事業地域(表1)内に立地する企業(製造業を営む者に限る。)で新規雇用従業員3人以上を発電用施設周辺地域(表2)の住民から雇用する者	土地取得費、施設・設備整備費	5億円	15年以内 (据置2年以内)	年1.8%以内	県立地推進室 TEL 029-301-2036

※留意事項

- ・原則として着工前・支払前に県の認定が必要です。まずは取扱金融機関と調整し、その後お早めに県に認定申請してください。
- ・土地の取得に要する費用の融資を受けた企業は、原則として融資を受けた日から1年以内に当該取得土地に雇用を図るための建物を設置しなければなりません。
- ・融資利率は、金利の情勢などにより変更することがあります。

【表1】事業地域

水戸市、日立市、土浦市、石岡市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、稲敷市、かすみがうら市、神栖市、行方市、桜川市、鉾田市、小美玉市、城里町、茨城町、大洗町、東海村、大子町、河内町、美浦村

【表2】発電用施設周辺地域

水戸市(旧水戸市の区域に限る)、日立市(旧日立市の区域に限る)、常陸太田市(旧常陸太田市及び旧里美村の区域に限る)、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市(旧潮来町の区域に限る)、那珂市(旧那珂町の区域に限る)、神栖市、鉾田市(旧旭村の区域に限る)、茨城町、大洗町、東海村

【取扱金融機関】

常陽銀行、筑波銀行、水戸信用金庫、茨城県信用組合、商工組合中央金庫、足利銀行

省エネや環境保全に係る設備導入等の際に融資を受けたい

◆環境保全施設資金融資制度

(平成27年4月1日現在)

中小企業者が環境保全施設や省エネルギー・再生可能エネルギー施設を設置する場合に必要な資金の貸付制度。

対象者		融資限度額	融資期間	融資利率	担保・保証人
県内に工場又は事業所を有し、原則として1年以上継続して同一事業を営む中小企業者(別表)	環境保全施設を設置・改善する者	2,500万円 (事業費の80%以内) ※知事が必要と認める場合は5,000万円	7年以内 (据置1年以内)	年1.8% ~2.5%	取扱金融機関の一般貸付の例による
	低公害車を導入する者	500万円 (事業費の80%以内) ※知事が必要と認める場合は1,500万円			
	地球温暖化対策をする者				

【別表】

【環境保全施設を設置・改善する者】

大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭の防止施設、産業廃棄物の適正処理施設、化学物質の適正管理施設の設置や改善

【低公害車を導入する者】

ハイブリッド・電気・天然ガス・メタノール自動車

【地球温暖化対策をする者】

省エネルギー・再生可能エネルギー施設の設置や改善

※再生可能エネルギー施設については、発生したエネルギーを専ら自らの施設で消費する目的のものに限る。

【参考】

◆利子補給制度

次の事業について取扱金融機関から融資がなされたときは、取扱金融機関に対して利子補給金を交付します。

事業種類		利子補給率		お問い合わせ
排水規制の適用を受けない事業者(小規模事業者)が行う排水対策	高度処理(窒素又はりん除去)施設	借受者の実質金利は無利子		県北県民センター環境・保安課 TEL 0294-80-3355
	高度処理以外の汚水処理施設	霞ヶ浦流域	借受者の実質金利は無利子	鹿行県民センター環境・保安課 TEL 0291-33-6056
霞ヶ浦流域以外		0.90%	県南県民センター環境・保安課 TEL 029-822-7048	
家畜排せつ物の負荷削減対策施設(霞ヶ浦流域に限る)		借受者の実質金利は無利子		県西県民センター環境・保安課 TEL 0296-24-9134
ダイオキシン類対策施設		0.60%		地域支援局県民センター総室 県央環境保全室 TEL 029-301-3044
省エネルギー・再生可能エネルギー施設		省エネルギー対策実施計画書を提出済のエコ事業所登録事業者は無利子(上記以外のエコ事業所登録者は0.9%)		県生活環境部環境対策課 (環境保全施設に関すること) TEL 029-301-2956 県生活環境部環境対策課 (省エネルギー・再生可能エネルギー施設に関すること) TEL 029-301-2939

【取扱金融機関】

常陽銀行、筑波銀行、足利銀行、東邦銀行、東日本銀行、千葉銀行、結城信用金庫、水戸信用金庫、銚子信用金庫、茨城県信用組合、商工組合中央金庫

市町村の融資制度

自治金融と振興金融は茨城県信用保証協会の保証付き融資で、一部の市町村では信用保証料補助や利子補給を実施し、利用者の負担を軽減しています。

(平成27年5月1日現在)

制度名	資金使途	融資限度額	融資期間	融資利率	信用保証料率	申込先
自治金融	運転資金 設備資金	1,000万円	7年以内	年1.15%	年0.45%~年1.90%	商工会議所・商工会
振興金融	運転資金 設備資金	2,000万円	7年以内	市町村の定めるところによる。	年0.45%~年1.90%	市町村の商工担当課 又は商工会議所・商工会

※注意事項

・融資利率は、金融情勢により変更があります。

政府系等金融機関の融資制度

(株)商工組合中央金庫

融 資 対 象	融 資 条 件		
	融資利率	融資期間	返済方法
商工中金の株主である下記中小企業団体(所属団体)とその構成員。 事業協同組合・火災共済協同組合・信用協同組合・協同組合連合会・企業組合・協業組合・商工組合・商店街振興組合・生活衛生同業組合・同連合会・酒造組合・酒販組合・内航海運組合・市街地再開発組合等	固定金利・変動金利 (詳しくは、窓口にご相談ください)	原則として 設備資金15年以内 (据置2年以内) 運転資金10年以内 (据置2年以内)	分割返済 期限一時返済

◆中央会推薦貸付制度

商工中金と中央会の共通支援テーマに取り組む組合・組合員で、中央会が推薦した場合に必要な設備資金・運転資金を融資する。

支援テーマ	新設組合支援、ものづくり支援、地域資源活用支援(農商工連携を含む)、事業承継支援、海外展開支援、女性・子育て支援、環境対策支援、BCP支援、再生可能エネルギー活用支援、組合間連携支援
資金使途	設備資金、運転資金
貸付限度	1億円(貸付金額は商工中金所定の審査によります)
貸付利率	商工中金所定の貸出利率-0.3%(固定金利) ただし、貸出期間5年超については、長期プライムレートを下限とします。
貸付期間	商工中金所定の審査によります。
担保	商工中金所定の審査の結果、必要となる場合があります。
保証人	【組合への融資】原則、組合役員 【組合員への融資】原則、代表者1名
期限前返済	可能です。但し、期限前返済手数料が発生する場合があります。

※商工中金の審査の結果、ご融資できない場合もあります(審査の結果は、直接お申込者に回答)。

※テーマ「再生可能エネルギー活用支援」については、貸付限度「上限なし」、貸付利率・貸付期間は別途定めがございます。

相談窓口：水戸支店 TEL (029)225-5151

(株)日本政策金融公庫

◆中小企業事業

方 式	貸付対象等	貸 付 条 件		
		貸付限度額	貸付期間	貸付利率
直接貸付	設備資金・長期運転資金	各融資制度(注2)の限度内	融資制度(注2)ごとに設定 最長 設備20年 運転15年	融資制度(注2)ごとに借入期間などに応じて設定
代理貸付 (注1)	同 上	同 上	融資制度ごとに設定 最長 設備20年 運転15年	同 上

(注1) 代理貸付については、代理店窓口にご相談ください。

(注2) 特別貸付制度として「新企業育成貸付」「企業活力強化貸付(海外展開資金ほか)」「セーフティネット貸付」等がありますので、下記窓口にご相談ください。

相談窓口：水戸支店 TEL (029)231-4246

◆国民生活事業

種 類	貸付対象等	貸 付 条 件		
		貸付限度額	貸付期間	貸付利率
普通貸付	事業を営むほとんどの方が利用いただけます。	4,800万円	設備資金10年以内 (据置2年以内) 運転資金5年以内 (特に必要な場合は7年以内) (据置1年以内)	(注)のとおり
経営改善貸付 (無担保無保証人)	商工会議所会頭、商工会会長又は都道府県商工会連合会長の推薦を受けた従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下。ただし宿泊業及び娯楽業は20人以下)の企業	2,000万円	設備資金10年以内 (据置2年以内) 運転資金7年以内 (据置1年以内)	(注)年1.35% (H27.3.11現在)

(注) 利率はご返済期間、担保の有無等によって適用される利率が異なりますので、詳しくは下記窓口にご相談下さい。

このほか、生活衛生関係の事業を営む方への「生活衛生貸付」や特別貸付として「セーフティネット貸付」「新企業育成貸付」「企業活力強化貸付」等があります。なお、利率は金融情勢によって変動します。

相談窓口：水戸支店 TEL (029)221-7137 土浦支店 TEL (029)822-4141
日立支店 TEL (0294)24-2451

生活衛生貸付については(財)茨城県生活衛生営業指導センター (TEL 029-225-6603) も相談窓口です。

茨城県信用保証協会の保証制度

保証の種類	資金用途	保証限度額	保証期間	保証人	担保	信用保証料率 (年率)	
普通保証	運転設備	2億8,000万円 組合 4億8,000万円	運転 10年以内 設備 15年以内	個人 原則不要 法人 原則代表者のみ	必要に応じて	0.45%~ 1.90%	
当座貸越根保証		100万円~ 2億8,000万円	1年又は2年		5,000万円以内は原則不要	原則不要	0.39%~ 1.62%
事業者カードローン根保証		100万円~2,000万円					
長期経営資金保証		2,000万円~2億円	運転3年~15年 設備3年~20年		原則必要	0.45%~ 1.90%	
特別小口保証		1,250万円	運転 10年以内 設備 15年以内	不 要	不 要	0.80%	
自治金融		1,000万円	7年以内	個人 原則不要 法人 原則代表者のみ	必要に応じて	0.45%~ 1.90%	
創業関連保証		1,000万円	10年以内	法人代表者のみ	不 要	0.90%	
創業等関連保証		1,500万円					
茨城県短期運転資金融資	運転	1,000万円	1年以内	個人 原則不要 法人 原則代表者のみ	必要に応じて	0.45%~ 1.90%	
茨城県借換融資		既往の茨城県中小企業資金融資残高に、本借換融資の諸費用を加えた額	10年以内	個人 原則不要 法人 原則代表者のみ	必要に応じて	0.45%~ 1.90%	
提携保証		5,000万円	10年以内	原則法人代表者のみ	不 要	0.315%~ 0.85%	
東日本大震災復興緊急保証	運転設備	2億8,000万円 組合 4億8,000万円	10年以内	個人 原則不要 法人 原則代表者のみ	必要に応じて	0.70%	
経営安定関連保証		2億8,000万円 (6号は3億8千万円) 組合 4億8,000万円	運転 10年以内 設備 15年以内	個人 原則不要 法人 原則代表者のみ	必要に応じて	1~6号 0.90% 7,8号 0.80%	

保証の種類	資金用途	保証限度額	保証期間	保証人	担保	信用保証料率 (年率)
流動資産担保 融資保証	運転 設備	2億円	1年間 (特別保証の場 合は1年以内)	法人代表者のみ	売掛債権 棚卸資産	0.68%
中小企業 特定社債保証		2,400万円～ 4億5,000万円	2年～7年 (年単位)	不 要	保証金額 2億円超は 原則必要	0.45%～ 1.90%
小口零細 企業保証		1,250万円	運転 10年以内 設備 15年以内	個人 原則不要 法人 原則代表 者のみ	原則不要	0.50%～ 2.20%
経営力 強化保証		2億8,000万円 組合 4億8,000万円	【一括返済】 1年以内 【分割返済】 運転5年以内 設備7年以内	個人 原則不要 法人 原則代表 者のみ	必要に 応じて	【責任共有制度 対象】 0.45%～ 1.75% 【責任共有制度 対象外】 0.50%～ 2.00%
経営者保証 ガイドライン 対応保証		法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	【一括返済】 1年以内 【分割返済】 運転3年以内 設備5年以内	不 要	「有担保無保証 人要件」に該当 する場合を除 き不要	0.45%～ 1.90%

※信用保証料率の表示は、保証額ではなく、貸付金額に対するものです。

相談窓口：本 店	経営支援課	TEL (029) 224-7858	保証一課	TEL (029) 224-7812
	保証二課	TEL (029) 224-7826	企業支援課	TEL (029) 224-7813
土浦支店	保証一課	TEL (029) 826-7812	保証二課	TEL (029) 826-7826
	企業支援課	TEL (029) 826-7813		

相 談 窓 口

名 称	所 在 地 ・ 電 話
県 商 工 労 働 部 産 業 政 策 課	●金融グループ 水戸市笠原町978番6 TEL 029-301-3530 (直通)
商 工 会 議 所 商 工 会	●茨城県商工会議所連合会 水戸市桜川2丁目2番35号 (県産業会館内) TEL 029-226-1854 ・水戸商工会議所 TEL 029-224-3315 ・土浦商工会議所 TEL 029-822-0391 ・古河商工会議所 TEL 0280-48-6000 ・日立商工会議所 TEL 0294-22-0128 ・石岡商工会議所 TEL 0299-22-4181 ・下館商工会議所 TEL 0296-22-4596 ・結城商工会議所 TEL 0296-33-3118 ・ひたちなか商工会議所 TEL 029-273-1371 ●茨城県商工会連合会 水戸市桜川2丁目2番35号 (県産業会館内) TEL (029) 224-2635 (各商工会のお問合せ先は、茨城県商工会連合会へご確認ください)
茨城県中小企業団体中央会	水戸市桜川2丁目2番35号 (県産業会館内) TEL (029) 224-8030
茨 城 県 信 用 保 証 協 会	●本店 水戸市桜川2丁目2番35号 (県産業会館内) 経営支援課 TEL 029-224-7858 保証一課 TEL 029-224-7812 保証二課 TEL 029-224-7826 企業支援課 TEL 029-224-7813 ●土浦支店 土浦市中央2丁目2番28号 保証一課 TEL 029-826-7812 保証二課 TEL 029-826-7826 企業支援課 TEL 029-826-7813